



11月は
**「動物による危害防止
対策強化月間」**です

- 次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。
- 人が犬にかまれる事故が、令和元年度は県内で131件発生しました。(長生管内は7件)
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診が必要です。
- 犬を飼う場合、事故を起こさないようなしつけ、飼育方法が重要です。
- 公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。
- 犬は来訪者の届かない場所で飼い、門や玄関から飛び出さないよう注意してください。
- 犬の登録と年1回の狂犬病

- 予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声の被害を防止し、感染症等から猫や人を守るができます。また、地域猫などの世話をする場合は、過度の触れ合いは避け、かまれたりしないように注意しましょう。
- 犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要です。
- 一部のサル、ヘビなどの特定動物は、原則飼うことが禁止されています。
- ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、迷子札を付ける、動物病院で「マイクロチップ」を装着し登録するなどして、飼い主が分かるようにしましょう。
- 動物は責任をもって最後まで面倒を見ましょう。やむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。

【問合せ・相談】
長生健康福祉センター(保健所)
☎(22)5167
千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711

**千葉県動物愛護センター
動物愛護事業**

①犬のしつけ方教室(基礎)
11月26日(㊟)、12月10日(㊟)10時～12時(受付9時30分)／**受講料**＝無料／**募集人員**＝5組(申込順・1組2人まで)／事前予約制、飼い犬同伴不可

②犬のしつけ方教室(実技)
11月26日(㊟)、12月10日(㊟)13時～15時(受付12時30分)13時／**受講料**＝3千円(消費税別)／**募集人員**＝3組／10組／事前予約制、飼い犬同伴

【申込み・問合せ】
(公財)千葉県動物保護管理協会
☎043(214)7814

③犬と猫との出合いの場
(オンライン申請)
県民の方が飼っている犬猫の新しい飼い主を探しています。詳しくは、当センターホームページをご覧ください。

※マツチングは両者間でメール



にて調整していただきます。

【申込み・問合せ】
千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711
※8時30分～17時15分

**被災者生活再建支援金(基礎
支援金)の申請期限が
令和3年3月31日(㊟)まで延
長されました**

令和元年台風第15号から10月25日までの一連の災害により、住家が全壊または大規模半壊の判定を受けた方や、半壊または大規模半壊の判定を受け住家をやむを得ず解体した方に対し、支援金が支給される場合があります。

【問合せ】
☎(20)1571、FAX(20)1605

**茂原市中小企業再建支援金の
申請期限を延長します**

千葉県中小企業再建支援金の要件が緩和され、申請期限が延長されたため、茂原市中小企業再建支援金についても要件を緩和し、申請期限を令和3年2月26日(㊟)16時まで延長します。

【問合せ】
☎(20)1528、FAX(20)1604

**社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書が発行されます
～年末調整・確定申告まで大
切に保管を！～**

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ず証明書または領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間にはじめて国民年金保険料を納付した方には、翌年の2月上旬に送付されます。

【問合せ】
☎0570(003)004
※050から始まる電話からは
☎03(6630)2525